

平成22年度 文部科学省税制改正要望の概要

平成21年11月5日(木)

文部科学副大臣

中川 正春

I 教育、文化芸術、スポーツ、学術等の振興のための寄附税制の拡充

要望事項

1. 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充 【所得税】
 - ①適用下限額の引き下げ(¥5,000 → ¥2,000)
 - ②年末調整対象化
2. 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設 【所得税】
3. 研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設 【法人税等】



提 案

市民や企業からの寄附を促す環境整備に関する提案

【現在の取組み】

1. 今回、文部科学省では、上記のような公益的な法人への民間資金の導入を一層促進するための寄附税制の拡充要望を行っている。

【提案】

2. これらの公益的な法人の中には、現在、国の予算を受け入れているところがあるが、今後は、こうした法人がより一層民間からの資金を自助努力で獲得するマインドを醸成する観点から、所得控除から税額控除への移行や対象法人の拡大などの寄附金を集めやすくする税制の見直しと併せて、例えば、集めた寄附額と同額までの補助金等の投入を行う、いわゆる、マッチングギフト的な考え方を導入することで、財政規律の維持、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則の遵守を図ることとなる。

【今後の取組み】

3. こうした、対象分野が多岐にわたる総合的な寄附税制の制度設計については文部科学省だけでは対応できないため、税制調査会の場でプロジェクトチームを設けることを提案したい。

Ⅱ 教育費負担の軽減

要望事項

1. 高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等 【所得税等】
2. 家庭の教育費負担の軽減に資する特定扶養控除の維持 【所得税、住民税】

Ⅲ その他

要望事項

- オリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税措置における対象交付団体の拡充等
※本措置を租税特別措置法から削除し、所得税法第9条の非課税所得に加える 【所得税等】
- 国立大学法人によるPFI事業に係る特例措置の延長 【不動産取得税、固定資産税等】
※PFI事業に係る税制改正要望について、内閣府他各省からも要望
- 図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設 【不動産取得税、固定資産税等】
- 研究開発促進税制の延長 【法人税等】(他省庁との共同要望事項)

○減収見込み額

国 税	1,099百万円
地方税	262百万円
合 計	1,361百万円

文部科学省の既存の租税特別措置等

1. 租税特別措置(国税)

- ①学校法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税
- ②国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例
- ③オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等の非課税
- ④特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
- ⑤相続税の物納の特例
- ⑥都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税
- ⑦人材投資促進税制(経済産業省等との共同要望)
- ※⑧研究開発促進税制(経済産業省等との共同要望)

2. 非課税等特別措置(地方税)

- ※①PFI事業者が、政府の補助を受けて整備する国立大学法人の校舎の用に供する家屋等に
○係る課税標準の特例(1/2)
- ②公益社団・財団法人が保有する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する家屋及び土地に係る課税標準の特例(1/2)

※ 21年度末に期限切れとなるもの

税制改正要望とりまとめまでの経緯

経緯

- 10月 8日 第1回税制調査会
- 10月 9日 文部科学省HP上で税制改正要望の公募(~16日)
- 10月14日 第2回文部科学省政策会議(税制調査会の説明等)
- 10月16日 税制改正要望の公募締切り
(要望団体・個人数:16 要望件数:29)
- 10月21日 第3回文部科学省政策会議
(10団体・個人からヒアリング)
- 10月28日 第4回文部科学省政策会議
(与党議員から要望検討案に関する意見交換)
- 10月30日 平成22年度文部科学省税制改正要望の提出
- 11月 4日 第5回文部科学省政策会議(税制改正要望の説明等)